**平成２２年（フ）第８０４号**
千葉県市原市北国分寺台５丁目５番地20
破産者　株式会社吉野重機
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第４４３号**
千葉県船橋市高根台６丁目２番20号
破産者　株式会社エムアイビー
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第８１２号**
千葉県船橋市本中山３丁目20番２号　マンションＫ―102号
破産者　吉見　準司
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第９２２号**
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目４番１号
破産者　有限会社福一
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第９２３号**
埼玉県越谷市大沢752番地１　アイプレジデント101
破産者　野邊　福一
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１４１２号**
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目７番25号
破産者　明和トラスト株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１４２５号**
横浜市金沢区釜利谷南２丁目57番２―２号
破産者　株式会社デプト
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第７６７号**
名古屋市港区川間町３丁目98番地
破産者　フモト自動車株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第８８３号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸196番地
破産者　株式会社匠膳
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９３０号**
名古屋市守山区川西２丁目702番地の１　ウエストウッド203号
破産者　柳山由美子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１１２１号**
愛知県知多市大興寺字平井214番地の３
破産者　有限会社大市産業
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成１９年（フ）第９５６９号**
大阪市西区靱本町１丁目５番18号
破産者　大有開発株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７１２号**
大阪府泉南市信達市場1510番１号
破産者　株式会社ヤマゲ・テクノ
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第４２７号**
大阪府貝塚市鳥羽278番地８
破産者　有限会社ツル
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第３２６号**
岡山市南区福田1011番地１
破産者　表　　卓二
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２３４号**
広島県山県郡北広島町川戸3101番地
破産者　有限会社友永建設
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５３１号**
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐603番地２
破産者　有限会社清田組
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第６０２号**
熊本市南区八幡７丁目４番14号
破産者　有限会社ケイ・アイ・ピー・イワモト
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４９号**
大分県玖珠郡九重町菅原810番地10
破産者　有限会社万葉の杜
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

**平成２５年（フ）第１８４号**
青森市勝田２丁目21番11号
破産者　有限会社勝田輸送サービス
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３号**
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田西裏31番地の３
破産者　有限会社ヤマセン運輸
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２５年（フ）第８４号**
群馬県伊勢崎市赤堀今井町２丁目1157番地17
破産者　株式会社ドリーム
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係